平成２３年（フ）第４０２号
埼玉県三郷市大広戸988番地１
債務者　須田　弘代
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４２８号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目10番３号
債務者　伊藤　芳枝
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
埼玉県草加市谷塚２丁目20番７号谷川コーポ205号、町名地番変更前の住所埼玉県草加市谷塚町262番地21谷川コーポ205号
債務者　塚田　智枝
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４５２号
埼玉県春日部市金崎657番地６　県営庄和金崎はなわ団地１号棟509号室
債務者　伊藤　君子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４５３号
埼玉県越谷市千間台西１丁目20番地11　コーポ吉美Ｂ102
債務者　河野　正彦
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４６０号
埼玉県春日部市備後東１丁目８番17号　グリーンプラザイノセＢ―102
債務者　永戸　　功
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
千葉県印西市小林1605番地14
債務者　前多　　裕
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３９号
千葉県四街道市美しが丘３丁目24番15号　ベルジェ102
債務者　吉岡　麻衣
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４１号
千葉県富里市七栄896番地23　メゾンベールオオノ101
債務者　高橋　陽隆
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４８号
千葉県印西市平賀1379番地４　オレンジコート108
債務者　日下　　健
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２５１号
千葉県富里市七栄650番地1802
債務者　金子　哲二
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６０号
千葉県佐倉市井野1586番地25　Ｂ棟204号
債務者　中島安紀子（旧姓中田）
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６４号
千葉県成田市宗吾３丁目542番地22　アンフィニ203
債務者　佐竹　秀樹
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６５号
千葉県白井市桜台２丁目３番１棟502号
債務者　杉山　政治
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２７５号
千葉県白井市冨士151―２　白井ロジュマン313、申立時の住所千葉県白井市冨士85番地の８　三晃マンション302号
債務者　新山ひとみ
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２７６号
千葉県八街市勢田249番地１
債務者　平川　大吾
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２８９号
千葉県佐倉市井野1375番地４　志津ハイリビング103号
債務者　柿崎　照代
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４２４号
愛知県豊田市日之出町１―15―10　第１鈴木荘に号、住民票上の住所愛知県豊田市井上町６丁目145番地
債務者　光持　隆美
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係